

議案第51号

基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正)

第1条 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例(昭和60年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改める。

(基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 基山町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「その年における特例基準割合)」を「その年における延滞金特例基準割合)」に、「割合にあつては特例基準割合)」を「割合にあつては当該延滞金特例基準割合)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び第2条の規定による改正後の基山町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布により、延滞金の割合等の特例についての規定が改められたため、基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例及び基山町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要がある。

令和2年12月11日原案可決